

県立中五島高等学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

- ・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

県教育委員会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

運動部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

- ・生徒数減少により、団体競技の活動継続が困難になってきている。
- ・中学校で活動している部活動が、高校では設置されていない部活動がある。
- ・公共交通機関であるバスの定期便が少ないため、活動時間が限りなく少ない現状である。
- ・離島地区のため、公式試合への出場には宿泊が必要である。

【施設等の使用状況】

- ・校内の施設にて実施

【強化指定等】

- ・なし

本校の活動方針

【部活動のねらい】

生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図る。また、運動部には可能な限り複数名の顧問を配置するなど、職員の勤務時間の縮減を図る。

【休養日及び活動時間】

- ・学期中は、週当たり1日以上休養日を設ける。
 - ・月に2回以上は週末を休養日とし、家庭の日（毎月第3日曜日）を配慮する。
 - ・長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いとする。
 - ・1日の活動時間は、原則として長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の休日を含む）は3時間程度とする。
 - ・学校行事の前には、必要に応じて休養日を全部活動を統一した曜日に設定し行事・部活動双方に支障をきたさぬように配慮する。
- ※生徒の発達段階や競技レベルなどに応じ、週当たりの活動時間が16時間を超えないことを目安として、校長の承認のもと最適な活動時間を設定する。

【活動計画立案（大会参加の目安を含む）及び提出と公開】

- ・各運動部の年間活動計画については本校ホームページ上に掲載中

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- ・部費を徴収している部活動については、保護者会を設置し、会計責任等を明確にする。

【熱中症等の事故防止について】

- ・気象庁等の情報や熱中症計などを活用しWBGTに応じた活動を行う。

【生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】

- ・今後の教員数や生徒数減少を考慮し、部活動の一本化やエントリー数に満たない部の休廃部を検討する。